

平成20年1月28日(月)

企業会計審議会  
第18回監査部会

於 共用第一特別会議室  
(中央合同庁舎第七号館13階)

午後 1時30分 開会

山浦部会長 定刻になりましたので、これより第18回監査部会を開催いたします。

皆様には、お忙しいところご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することにしたと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山浦部会長 ありがとうございます。

ご了解頂きましたので、そのように取り扱わせて頂きます。今後の議事につきましては公開とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

前回の部会、昨年3月20日でありますけれども、その後、委員の異動がございましたので、事務局からご紹介頂きたいと存じます。よろしくお願ひします。

三井企業開示課長 企業開示課長の三井でございます。

それでは、土本委員が退任されまして、友杉芳正委員、それから水野潮委員が新たに就任されておりますのでご紹介させていただきます。

友杉委員でございます。

友杉委員 友杉です。よろしくお願ひします。

三井企業開示課長 それから、水野委員でございます。

水野委員 水野でございます。よろしくお願ひいたします。

三井企業開示課長 新しい名簿をお手元に配付させて頂いておりますので、ご参照頂ければ幸いです。

本日は、さらに国際監査基準を設定しております国際監査・保証基準審議会に、本年より金融庁の代表としてオブザーバー出席して頂きます五十嵐則夫・横浜国立大学教授に参考人としてご出席頂いております。五十嵐参考人でございます。

五十嵐(則)参考人 五十嵐でございます。どうぞよろしくお願ひします。

三井企業開示課長 それから、金融庁の事務局にも異動がございましたので、改めて紹介させていただきます。

私、企業開示課長の三井でございます。よろしくお願ひします。

それから、皆様方から左手、岳野総務企画局審議官でございます。

岳野審議官 岳野でございます。よろしくお願ひいたします。

三井企業開示課長 黒澤総務企画局参事官でございます。

黒澤参事官 黒澤でございます。

三井企業開示課長 どうもありがとうございました。

山浦部会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。本日はまず、監査をめぐる国際的な動向につきましてご報告させて頂き、質疑応答、意見交換をさせて頂きたいと存じます。

その後、昨年6月に成立し、本年4月から施行されます改正公認会計士法の概要につきまして説明頂ければと考えております。

最初に監査をめぐる国際的な動向についてですが、ご承知のとおり、会計基準に関しましては国際的なコンバージェンスの動向を踏まえ、企業会計基準委員会を中心に積極的に対応しているところであります。監査基準についても、国際的なコンバージェンスに向けた動きが進んでおります。

まず、監査基準をめぐる国際的な動向について、事務局から説明をしてください。よろしくをお願いします。

黒澤参事官 黒澤でございます。それでは、私から、お手元の資料1に沿って、国際的な監査の動向についてご説明させていただきます。

一言で申し上げますと、会計基準につきましては、今、部会長のほうからお話がありましたように、国際会計基準を中心としたコンバージェンスが進んでおりますが、コンバージェンスは進んでおるものの、会計基準を設定している主体、IASBをめぐるガバナンスやデュー・プロセスについては、むしろ若干批判があるというようなところでございます。

国際監査はこれとちょうど逆と言いますか、対称的な状況にございまして、コンバージェンスは、会計基準に比べてやや出遅れていますが、他方、これから申し上げますように、そのデュー・プロセスないしはガバナンスについては、若干進んでいる面もある。一言で言えば、こういう見方ができるのではなからうかと思えます。

資料1に戻らせて頂きますと、概要において書いてございますように、監査基準に関しましては、国際的なコンバージェンスに向けた動きが見られます。現状はどうなっているかということですが、米国においては、依然として独自の基準、PCAOB基準が使われているという状況ですし、ヨーロッパにおいても各国の基準が依然として使われているのですけれども、こういった各国の基準をよく見ていくと、ISAを採用している国も一部ありますし、また、これを踏まえた基準設定が行われている国も多いという状況であらうかと思えます。

ISAと呼ばれる国際監査基準の場合、特徴的なのは、その監査基準の設定のあり方が、こ

こ数年大きく変わってきているということでございます。ISAの設定につきましては、従来は監査業界内部で、自主的に民間ベースでつくられていたということでございますが、数年前のエンロン事件などを踏まえまして、こうした設定プロセスに対する批判がかなり高まりました。公益、投資家保護という観点から、十分な品質の監査基準設定を行うためには、そのあり方自体を少し見直したほうがよいのではないかと批判が高まりまして、この結果、IFACという国際監査基準をつくっている民間主体の改革という形の改革案が2003年に出てきております。これは、IFAC改革、IFACリフォームというドキュメントですが、ここにさまざまな改革の具体的な案が盛り込まれているということでございます。

この改革の中身にはいろいろな要素があるわけでございますが、一番大きいのは組織的にPIOB（公益監視委員会）という新たな監視機構をつくり、さらに個々の基準設定につきましても、CAGと呼んでおりますけれども、諮問助言グループというのを設置することとなったということでございます。

PIOBとは何かということでございますが、ここにははっきり書いておりませんが、10名ほどからなるメンバーが国際監査の設定のあり方をチェックしているということでございます。

PIOBのメンバーは、その上にあるモニタリンググループという、どちらかというと規制当局の集まりによって指名されるわけですが、指名されたPIOB10名が、定期的 実際は年4回でございますが、集まりまして、何をしているかと言いますと、幾つかのことをしております。1ページ目の最後の段落あたりですけれども、まず最初に、デュー・プロセス、基準設定がきちとしたデュー・プロセスにのっとり行われているかを監視しています。つまりどうということかと言いますと、基準設定に係る議事が常に公開されているのか、そこで討議される資料がきちと公表されているのか、また、つくる過程できちとパブリックコメントを求めて、それを踏まえたきちとした対応、単にコメントを聞いているだけではなくて、本当に重要なコメントに対しては、それに真摯に対応しているのかといったプロセスが踏まえられているかどうかをチェックしているというのが一つでございます。

2つ目はメンバーの任免権。デュー・プロセスがしっかりしていてもメンバーが偏っていると、偏った基準しかできません。これまで国際監査基準をつくっているメンバーは、ほとんど大半がプラクティショナー、監査実務をやっている会計士の方々に占められていたわけですが、こういう構成では、結果的に会計士寄りの基準になってしまうのではないかと批判を免れることはできないということで、会計士の実務を行っていないメンバーをなるべく多く入れる

ようにするというので、現状では、目標として、3つほど基準をつくっている委員会があるわけなのですが、それぞれの委員会につきまして、半分以上のメンバーを監査実務者以外から選ぶという機構構成にしなければならないという形で、より公益の色彩を入れたものにしようという動きになっております。

非常にわかりにくいのですが、図にしますと、一番最後に簡単な図を用意しておりますけれど、国際監査基準をめぐる状況ということで、今申し上げました国際監査基準をつくっている審議会、国際監査・保証基準審議会（IAASB）というんですけれども、これのデュー・プロセス、あるいはメンバー構成等々を監視しているのがPIOB、約10名の委員から成っておりますが、このうち一名は日本から北村先生という早稲田大学の教授の方が委員となっておりますが、そういう形で監視いたしております。この委員を選んでいるのが、モニタリンググループで、その上にちらっと書いてありますが、証券監督者国際機構、いわゆるIOSCOですが、IOSCOのほか、バーゼル、保険監督者国際機構、世界銀行などからこのメンバーは構成されて、そこがPIOBの委員を任命しているということです。PIOBは立ち上がって、今年の2月で第1期、3周年を迎えるということで、2期目のメンバーは今選任しつつあるというように聞いております。

こういった形でつくられている国際監査基準について、各国がどのように対応しているかということで、もう一度2ページ目に戻って頂きますと、アメリカにつきましては、現状では公開会社につきましては、PCAOBがつくっております監査基準が用いられております。この意味で国際監査基準を採用する、ないしは受け入れるという動きは、現時点では米国にはございません。そういった状況にはなっております。

EUはどうかということですが、EUも現時点では各加盟国独自の監査基準が適用されております。ただ、EUの中でも一部の国、イギリスなどは国際監査基準を自分の基準として採用しているようですが、まだそういった国はEUではあくまでも少数ということです。ただ、一昨年に採択されました、いわゆる法定監査指令におきましては、将来的にEU全体でISAを採用するという可能性が示唆されております。これがいつ起こるのかというのは現時点では明らかではありませんが、本日これから説明があると思いますが、いわゆる明瞭性プロジェクトの結果などを踏まえて、EU部内においてISAの採用をするか否かという決定が、恐らく数年内には下される可能性があるかと、私どもは見ております。

以上の状況をおさらいしますと、もう一度最後のページですが、左側のほうの日本、EU、米国と簡単に整理しておりますけれども、日本につきましては、日本の監査基準を企業

会計審議会の場においてご議論頂き、お決めになって頂いておりますが、これはいずれも国際監査基準（I S A）をそれなりに意識したものとなっていると、私ども理解いたしております。

他方、E Uは、今ご説明しましたように、あくまでも各国基準ですけれども、近い将来、I S Aを採用する可能性が示唆されている。米国は当面は自国の基準、P C A O B基準でいくというようなことになっております。

というような形で、最初に申し上げましたように、監査基準のところは、会計基準と比べて、ややコンバージェンスが一步おくれておりますが、全体のデュー・プロセス、ガバナンスという意味では、P I O Bなりモニタリンググループなりという監視機構がございまして、それなりに公的な監視という要素が入っておりますし、また、基準設定も関係者だけでつくるのではなくて、実務家以外の人をなるべく多くまぜるような形で、公益の観点から議論しようという取り組みが鋭意なされているという状況でございます。

以上、簡単でございますが、私の説明を終わらせて頂きます。

山浦部会長 ありがとうございます。

なお、ただいまのご報告に対するご質問、ご意見等につきましては、後ほど時間をおとりしておりますので、その際に頂ければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、国際監査基準の設定状況についてでありますけれども、国際監査基準を作成しております国際監査・保証基準審議会、一般にI A A S Bと申しております。そこに金融庁の代表ということで、私がオブザーバー出席しております。その点から、私のほうで国際監査基準の策定状況、そして、それに対する我が国の対応の現時点での状況について、説明をさせて頂きたいと存じます。

お手元の資料でありますけれども、資料2 - 1から資料2 - 5にかけて、日本公認会計士協会のご協力を頂いた上で、この資料を作成し、提示させて頂いております。

まず、資料2 - 1ですけれども、現在、I A A S Bが抱えている監査基準の各プロジェクトのタイムテーブル、基本的には2008年12月までに今のプロジェクトを終えて、そして一斉適用に向けて動き出すといった手順をとろうとしております。これにつきましては、後ほど日本公認会計士協会のほうからも、そこを説明して頂ければ幸いにございます。

それから、資料2 - 2でありますけれども、クラリティ・プロジェクト、今、黒澤参事官から「明瞭性プロジェクト」ということでご紹介がありましたけれども、これは職業会計士が集まってつくった監査基準であるために、ある意味では非常に実務的で、職業会計士の方々はわかるかもしれないけれども、そのほかの方々はなかなかわかりづらい。さらに、例えばヨーロ

ツパの幾つかの国では、この監査基準をやがては法律の中に取り入れて法規定として動かしたいという国もあります。例えばフランスなんかはそうなのですから、このような国からすると、いかにも国際監査基準の実務一辺倒の基準のあり方では扱いにくい。そういったこともありまして、もっと監査基準の中身を整理して、その各基準が抱えているテーマ・目的、そして、それに対する最低必要な要求事項、そして、実務的な対応事項といった、3段階に分けて、各監査基準を整備しようというプロジェクトでございます。これにつきましても、後ほど日本公認会計士協会からご説明頂ければ幸いです。

そのプロジェクトの一つの例として、資料2 - 3、これは監査計画の基準なのですから、クラリティ・プロジェクトでもって整備する前の段階のISA300というものであります。それから、資料2 - 4が、クラリティ・プロジェクトを通して整理された新しい基準であります。これは2 - 4の目次だけでも見て頂きますと、「Introduction」、「Objective」、「Requirement」、そして「Application and Other Explanatory Material」という3段階に分けて、このクラリティ対応前のISA300を書き直すという、基本的には書き直しなのですから、そういうことで整理しております。

それから、資料2 - 5であります。私からはこれを中心に、現在の国際監査基準の動向と我が国の対応についてご説明させて頂きたいと存じます。

まず、国際監査基準の設定の現場でひしひしと感じるのは、会計判断と処理、それから開示の基準としての会計基準、それから、会計情報の信頼性を担保する基準としての監査基準との2つが、いわば車の両輪となって、会計、財務情報の開示システムを支えている。そういった意味で、監査基準の位置づけというのは、会計基準と同じように極めて高く、またその存在感はますます増してきていると、これが現状ではないかと思えます。

その上で、主要各国の監査基準が、今なおあるのですけれども、ある意味では自主開発の困難性というよりは、マーケットのグローバル化による世界標準の必要性が、そのような国別の監査基準を設定する動きを凌駕して、国際監査基準へのコンバージェンスに移行する前提にあると思われまます。また、現実問題として、会計事務所のネットワーク化が進みまして、4大会計事務所とそのネットワーク事務所を中心に国際監査基準に沿った監査実務のマニュアル化が浸透しております。

国別の監査基準が、むしろ実務上の混乱を招きやすいというか、その国の会計情報の信頼性を、その国の監査基準で担保するとなると、国によって信頼水準にでこぼこがあるといったら変ですけれども、ある特定の国の監査の信頼性が低ければ、会計情報の信頼性を損なう要因と

もなりかねないのは無論のこと、国際的な金融取引にも支障が生じる。こういった認識が前提にあるような感じがします。

その意味で、我が国の監査基準は、特にこの10年間、国際化を加速させてきたのでありますけれども、先ほど黒澤参事官からご紹介もありましたように、例えばEUにとっては、国際会計基準と同様に国際監査基準は非常に便利な存在でもあるわけで、EUが域内の統一基準として、この国際監査基準を採用する方向を打ち出しているということは、ある意味では、その会計基準と同様に当然のことではないかと、私自身は思っております。

また、アメリカ合衆国では、ご存じのようにエンロン事件の後の企業改革法のもとで、PCAOBがつくられまして、従来の米国公認会計士協会の監査基準とは組織も方法も違う形で、監査基準が設定され始めております。しかしながら、マーケットのグローバル化のもとで、ある意味では唯我独尊的な基準づくりというのが許されなくなってきているというのも事実です。実際には、PCAOBが独自の基準をつくると言いながらも、国際監査基準の設定の現場では、既にすり合わせが行われて、大きな破綻がないような形で米国の基準づくりもなされているというのが現状ではないかと思っております。

いずれにしても、こういったことを背景にしまして、企業会計審議会で策定する監査基準も、この国際監査基準との整合性を無視することはできない、また無視することは現実的ではないという時代になってきていると思います。

その上で、資料2 - 5の図でありますけれども、私自身が国際監査基準の設定の現場でオブザーバーとして出席したのが2004年2月であります。その前の年にリスクモデル絡みの幾つかの監査基準がつくられておりましたので、これを皆様のご協力を得ながら、我が国の監査基準として導入するための監査基準の改訂を行ってきたわけでございます。また、品質管理基準につきましても、同様に審議会の場で、我が国の基準として取り入れ、またそれに対して日本公認会計士協会に対応して頂いたわけでございます。

要は、当面、国際化に向けて準備をしなくてはならない面につきましては、この企業会計審議会はそれらの対応を果たしてきていると、私自身は考えております。今後、EUが、先ほど黒澤参事官のほうでご紹介があったように、近い将来、国際監査基準を取り入れるとしますと、先ほどの米国とのすり合わせ、それから現在の国際的な、例えばカナダであるとか、オーストラリアであるとか、EUあるいはアメリカ以外の国々でもこの国際監査基準への対応、コンバージェンス、これを急速に進めているという中で、我々のほうは対応しなくてはならないのではないかというふうを考えております。



今後、日本公認会計士協会のクラリティ・プロジェクトに沿った実務指針の改訂、あるいは新設、またそれらを促進し、あるいは裏づけるための監査基準の審議会としての対応といったことも視野に入れて検討しなくてはならないのではないかと私は考えております。

続きまして、今ご説明いたしました国際監査基準の改訂において、当面最も大幅な改訂になるとも思われますクラリティ・プロジェクトを中心に、国際監査基準への日本公認会計士協会の対応につきまして、日本公認会計士協会の副会長でもあられる友永委員、及び本日参考人として篠原日本公認会計士協会常務理事にご出席頂いておりますので、あわせてご説明をお願いいたします。

友永委員 友永でございます。

今、山浦部会長からお話がありましたように、日本公認会計士協会といたしましては、この I A A S B で行われているクラリティ・プロジェクトに対応して、協会での監査基準委員会報告書等の改正について、現在取り組みを始めております。

資料 2 - 2 の適用時期というところに記載がありますように、I A A S B の国際監査基準のほうは、2009年12月15日開始事業年度に係る監査から適用をします。その前に1年間の準備期間を置くという形で、いわゆるビッグバン方式で適用するということになっておりますが、これを日本に当てはめると、3月決算が多い日本でございますので、2010年4月1日以降開始する事業年度での適用を行えば、ほぼ世界的な動向にマッチした形で対応ができるのかなというふうに思っております。

そのためには、すべての監査基準委員会報告書をクラリティ・バージョンに書き直すという作業は、膨大な作業となりますので、重立った基準委員会報告書から手をつけまして、できるだけ早い時期に公表し、一斉に適用しようと。できるだけその前に周知徹底を図る研修期間を持ちたいと考えております。

ただ、当面手をつけられる部分からの計画ということで、資料としてお配りしております資料 3 に基づきまして、さらに具体的に I A A S B プロジェクトのタイムテーブル、資料 2 - 1 にも言及しながら、篠原参考人からご説明をさせて頂きたいと思っております。

篠原参考人 それでは、日本公認会計士協会の取り組みをご説明する前に、若干、I A A S B のクラリティ・プロジェクトのご説明を最初にさせていただきます。

資料 2 - 1 が、今年の1月に I A A S B から公表されているタイムテーブルでございますが、ここに書いてございます合計37本の基準がクラリティの対象になっております。過去、約3年間にわたりまして、I A A S B でクラリティの作業をやってまいりました。先ほど友永委員よ

りもご説明がありましたように、ビッグバン方式と申しまして、これらのクラリティが終わった基準を、2009年12月15日以降開始事業年度に一齐に適用開始するという事も I A A S B 側では決定しております。

そのことありまして、ここに書いてありますタイムテーブルというのは、すべての作業が2008年12月、今年の12月に作業を終えるようにタイムテーブルが組まれております。と申しますのは、2009年12月15日以降開始ということで、1年ちょっとの準備期間を置くというのが目的で、基準設定の完了時期をこの12月に区切ってあるということが一つございます。

それからここに四半期ごとのステップを書いておりますけれども、E D コメントの検討、あるいは、最終版の承認ということが書かれておりますが、このクラリティにかかります37本につきましては、昨年12月の I A A S B 会議におきまして、すべての公開草案が出切っております。したがって、今後、今年の作業といたしましては、I A A S B は E D (公開草案) のコメントの検討と、それを最終基準化するという作業が残っているというのが現状でございます。

それともう一つ、タイトルのところで括弧書きで説明が書いてございますけれども、「(太字のものは内容の全面改訂を伴うもの)」とございますが、例えば、1番は普通の字体で書いてございまして、2番は太字で書いてございます。それは、1番は、クラリティに基づく新起草方針で書きかえるという、俗に単純クラリティと呼ばれていますようなプロジェクトの対象になっていること。2番目は、そのような新起草方針プラス内容の改訂も伴うということで、内容の見直しを同時に行うというものが、太字で書かれている2番のような基準でございます。ですから、クラリティと申しまして、大体その2通りのものが含まれているというふうにご理解頂ければよろしいかと思います。

それから、クラリティそのものについてですけれども、資料2 - 2 に若干ご説明が書かれております。資料2 - 2 の1番、クラリティ・プロジェクトの背景でございますけれども、ここにクラリティの概要が書かれてございます。従前ですと、国際監査基準 ( I S A ) と申しますのは、必ずしなければならない、必須手続と呼ばれていますもの、英語では「should」という言葉を使って書かれていると同時に太字で表示しておりました。これをブラック・レターと呼んでおります。

それと、そのブラック・レターの説明等、あるいは普通動詞、「should」のない動詞を用いて記述が書かれているものをグレー・レターと呼んでおりました。こうしたグレー・レターの中に現在形の動詞で書かれているものが、「監査人は何々をする」というふうに読めるのです

けれども、それが必須手続なのかどうか不明確であるという批判が一つございます。これにこたえるためにクラリティをするというのが目的の一つ。

もう一つが、新しく設定されたリスクモデル、例えばI S Aの315号などですと、パラグラフが100以上にも及ぶということで、長文の非常に読みにくい基準になっていると。これを読みやすくするにはどうしたらいいかというのが2つ目の目的として挙げられております。

これらに対応するために、どういうクラリティをしたかというのが2番目に書いてございますけれども、2.クラリティ版I S Aの特徴ということで、1番目には、各基準に「目的 (objective)」を記載する。それから、2番目としまして、必須手続とそうでないものを区分して、「要求事項 (Requirement)」というところに必須手続をまとめまして、その他のものについては、ここでは、「適用及びその他の説明資料 (Application and Other Explanatory Material)」と書いてございますけれども、そちらに記述するというので、大きく2つの固まりに分けて読みやすくしようというのがクラリティ・プロジェクトの概要でございます。

それから、具体的なイメージをご説明するために、資料2-3と資料2-4というのがございます。資料2-3というのが、クラリティ対応前のI S A 300と書いてございますけれども、I S A 300と申しますのは、監査計画にかかわる監査基準でございます。資料2-4がクラリティ版I S A 300と書いてございますけれども、クラリティが終わった後の基準でございます。

先ほど、目次のところ、部会長からも若干ご説明がありましたけれども、まず資料2-3、2行目に「REVISED」と書いてございますけれども、これはその当時、2004年6月に改訂されたという意味合いでございます。一方、クラリティ版を見ますと、2行目に「REDRAFTED」と書かれておりますけれども、これは新方針に基づいて再起草した、内容の改訂は伴わないものであるということをあらわしてございます。

それから、3行ほど下がりますと、資料2-3のほうは、2004年12月15日以降効力が発生すると。それから2-4のほうは、ここでは2008年12月15日と暫定的な日付が入っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、ここが2009年12月15日ということに最終決定されております。

それから、クラリティ前のほうで申しますと、コンテンツの中身、英語で恐縮なんですけれども、「Introduction」から始まりまして、手続が時系列的なもので、流れていくというふうに書かれております。

一方、クラリティ版をご覧になって頂きますと、まず、4つの見出しができております。「Introduction」、「Objective」、「Requirement」そして「Application and Other Explanatory

Material」という4つの新たな見出しが出てきておりまして、「Introduction」につきましては従前よりありますが、「目的 (objective)」と申しますのが新設された各基準ごとの目的でございます。それから「Requirement」と申しますのが、先ほども申しました「要求事項」と言われるところで必須手続、従前のブラック・レターを集めた部分でございます、最後の「Application and Other Explanatory Material」が「適用指針」と呼ばれておりますが、要求事項に対する説明など、従前と言いますグレー・レターを集めた部分となっております。

1枚めくって頂きまして、本文のほう、どのようなクレンジによる書きかえが行われたということを若干見てまいりますと、例えば、古い資料2 - 3のほうにパラグラフ6というものがございます。3ページになりますけれども、パラグラフの6というのは、前半部分がいわゆるブラック・レター、後半部分がグレー・レターのパラグラフです。

これがクレンジ後の版を見ますとパラグラフの5、新しいクレンジ後のページで言いますと43ページのパラグラフ5に、この6の前半部分があります。ここは「Requirement」の部分ですので、ブラック・レターが「Requirement」の部分に移る。

資料2 - 3のパラグラフ6の後半部分、これはグレー・レターですけれども、クレンジバージョンをめくって頂きまして、46ページに出てきますけれども、A8というところに行っているということで、クレンジ版ではブラック・レター部分を「Requirement」のところを集めて、グレー・レターと呼ばれる説明文を、「Application and Other Explanatory Material」に集めているというのがご理解頂けるかと思えます。これがクレンジ・プロジェクトの概要でございます。

引き続きまして、友永のほうからご説明いたしました資料3、日本公認会計士協会の取り組みについて、若干お話しさせていただきます。

先ほど申しましたように三十数本のISAが書きかえられるということで、これに対応する作業をするとなると、作業量も大変なものになるであろうということで、とりあえずどういうところから手をつけるべきかということを検討いたしまして、ここに書いてございますように監査基準委員会タイムテーブルという、左側に公認会計士協会のタイムテーブル、右側は対応するISAを書いてございますが、この中でナンバーで申しますと、2と3、「不正対応」と「監査リスクモデル」というのが公開草案の目標時期、あくまでも予定ですけれども、今年の春に向けて公開草案を出せばいいなということで、作業を開始しております。この2と3、「不正」と「監査リスクモデル」と申しますのは、他の実務指針に影響する中核的な実務指針と言えますので、まずこれに該当するところのISAの翻訳作業を協会として始めまして、そ

れから、日本の実務指針として、どういう部分を入れなければいけないのかという検討に移りたいと考えております。

それから、ナンバー1、「品質管理」につきましても、これも他の実務指針に影響する実務指針でございますので、その次の段階としてできるだけ早くクラリティに対する対応を行いたいというふうに考えてございます。この1、2、3に関しましては、改正の目的と書いているところに、「クラリティ対応」とのみ書いてございますけれども、これは、いわゆるISA側で申します単純クラリティという、大幅な内容の改訂をそもそも伴わない見直しに対応するものですので、それをまずやりたいということでございます。

それから、4、5、6につきましては、改正の目的が「全面改正及びクラリティ対応」と書いてございますが、これはISA側がクラリティのみならず内容も変えて今回出しているというISAに対応するもので、監査実務に比較的インパクトが大きいと思われる、これら「グループ監査」、「会計上の見積り」、「重要性」について、まずとりかかるのがいいのではないかと今このところ考えております。

協会の対応につきましては、私のほうからは以上でございます。

山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでのご説明に関しまして、皆様からご質問、ご意見等をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構でございますけれども、ご発言を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

阿部委員。

阿部委員 単純な質問ですが、ISAの国際的な動向で、ヨーロッパ、アメリカは教えて頂いたんですが、最近、国際会計基準を導入したアジア諸国等はどういう動きなんでしょうか。

山浦部会長 黒澤参事官、お願いします。

黒澤参事官 現在、もちろん把握しているわけではございませんが、私の承知している限り、中国が今現在は独自の基準というか、そもそも十分な基準はないのだろうと思いますが、近い将来、国際監査基準を採用する方向で検討しているという話を伺っておりますし、オーストラリア等は既に採用していると思いますが、そういった形で、会計基準ほどではないですが、採用に向けた、あるいはそれを踏まえた基準を採用する方向の動きは、確かに進んでいると認識しております。

山浦部会長 私のほうからも若干補足して説明させていただきます。

先ほどご紹介いたしました、この国際監査基準の設定会議、IAASBですが、こちらでは

National Standard Setters Meetingという主要国の監査基準の設定のいわば議長クラスの人たちが年1回集まりまして、会合を開きます。私もそこにこの数年、ずっと続けて出席しております。

今の黒澤参事官のご説明に追加して説明いたしますと、例えば、インドでは事実上、国際監査基準をほとんど一言一句そのままの状況で、自国の基準として「Indian Institute」の基準として適用しているというのが状況です。

それから、中国では、国際監査基準と中国基準をコンバージェンスするということを既に一昨年打ち出しております、そしてその上で、要するに逐語訳に相当する基準集を出しております、それを順次、国内の会計士の監査の手引として使い始めているというのが状況です。

そのほか、あと、アフリカでありますと南アフリカ、これらは国際基準を完全に入れるということです。それからオーストラリア、カナダ、ブラジルといった国は、大体コンバージェンスの方向を明確に打ち出しているというのが状況です。主要国としてはそういうところでしょうか。よろしいでしょうか。

どなたかほかにご意見等ございませんでしょうか。

八田委員、どうぞ。

八田委員 2つ質問があります。1つは用語上の問題ですので、先に伺ったほうがよろしいかと思えます。資料2 - 2で、旧来「should」と使われていたものをブラック・レターのところから抜き出して書いていくという話でしたが、先ほど篠原参考人のご説明で、資料2 - 3と資料2 - 4を対比して見たところ、資料2 - 3で「should」と使われているのが、資料2 - 4にくと「shall」に変わっています。これは何か意味があるのでしょうか。全面的に、「should」が「shall」になっているようですけれども、私は英語のニュアンスはよくわかりませんが、何か意味があったら教えて頂きたいということです。

なお、「should」というのが「shall」という言葉に全部置きかわっていることについて、英語でのニュアンスの違いについてどういう議論があったのか、それを教えて頂きたいというのが1点です。

山浦部会長 これはむしろ池上委員が大激論に加わって、この経緯についてはご存じでしょうから、よろしく願います。

池上委員 この点につきましては、「shall」か「should」か「must」かとか、すごく時間をかけて議論した記憶がございます。この議論は、まず、P C A O B基準の起草方針がベースにあり、P C A O B基準が、「must」などを無条件の責任、「should」を仮定的な強制的責任、及

び「may」などを検討する責任とする3段階の用語を使用する起草方針になっていることから、国際監査基準も3段階にするかという議論から始まっていたと記憶しております。

結論としては、国際監査基準は、従来通り2段階とすることになりましたが、八田委員からのご質問に関して、従来の「should」を使用していたセンテンスと「shall」に置き換えたセンテンスは、国際監査基準では、同じ意味と解するというので、「Requirement」要求事項、監査人が必ず実施しなければならない手続をあらわすときに、今まで「should」を使っていたのを「shall」にすることになったと理解しております。

確かに、英語の世界でございまして、日本人にとっては非常に不可解なところもあるのですが、各国メンバーの大きな反対もなく、今後「shall」を使うことに決まった経緯がございます。

山浦部会長 実は、これは私自身がこの議論について、池上委員が参加している議論でもあったんですけども、審議会の基準設定にもかかわりますので、別個に向こうの議長とか、そういうところにも確かめまして、わかったことは、「shall」のほうがもっと強いということです。「should」の場合は、ニュアンスとしては「必要であればやりなさい」。どちらかということ、必ず絶対条件、無条件にしなければならぬという意味ではないらしいのです。「shall」はそれが強く、英語で言うところの「must」に近いということです。

そして、実はこの点で、PCAOBとIAASBの間で議論があったのは、PCAOBが「must」を使うので、「must」にしたほうがいいのかという議論だったのですが、IAASBとしては、「shall」を使うということになりました。日本ではどちらにしても、「しなければならない」という訳になるので同じとは思ったのですが、英語では、かなりそういった意味でのニュアンス、使い分けのクライテリアがそれぞれあるということがわかりました。

八田委員 どうもありがとうございます。

もう1つの質問ですが、中身というよりも、先ほど阿部委員からのご質問で、他の国がどうなっているのかということについての関連質問です。よく、国際会計基準でもそういう議論があって、世界百何十カ国のうち、既にIAS、国際会計基準をほとんどアダプションしているのが百何十カ国あるといわれます。その中で日本は遅れているという議論が、よく一般論でなされると思いますが、例えばインドであれ、中国であれ、私は詳細は知りませんが、他の国々の基準の受け入れ方を見ていると、ほとんど無条件で母国語に置きかえて使っているという状況が見られます。つまり、その国における設定主体の存在といいますが、成熟度というか、あ

るいはアイデンティティーがほとんど見えない状態で、国際基準の受け入れがなされている。ところが、形式的に国際的な基準を受け入れているということで、今後、遵守性の問題が出てくると思われます。しかし、日本は残念ながら入り口のところで、国内的な基準設定主体とか基準のプロセスがかなり成熟してきているために、なかなか国際基準に全面的に依拠できないということがあるのではないのでしょうか。

その辺をちゃんと仕分けしていかないと、一般の目から見たときに、何かすごく立ち遅れているのが日本の基準ではないかといった議論があるわけです。しかし、それは国際的にも、山浦部会長が、例えばI A A S Bのオブザーバーになったり、あるいは他の国との議論をされたときに、質問はこないのでしょうか。つまり、日本の基準設定主体、言うならばこの企業会計審議会ですが、ここはどういうふうな理解をされているのでしょうか。

そして、今後この審議会はどういうイニシアチブをとるべきだと、部会長としてお考えなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

山浦部会長 部会長としてどう考えるかということの前に、これまでの議論の経緯、それから現在のコンバージェンス、あるいはアダプション（完全導入）の流れについて、私自身の観察を踏まえてご説明したいと思います。中国にしてもインドにしても、八田委員がご指摘のように、基準をいわば直訳なり、あるいはインドの場合は英語を使うのもうその必要もないということになります。「Indian」という名前をつければそれで済むと、極端に言っちゃうとそういう状況であるわけです。

その上で、実際の実務が本当に成熟して、その基準を消化できるような技術的な成熟度があるのか、あるいは品質管理等の制度的な、いわばフレームワークというんでしょうか、しっかりした監査をさせるための、あるいはしてもらうためのフレームワークができているのかというと、私が知っている範囲では、まだまだそこまで行っていません。例えば、中国ではつい先日まで上場会社の監査に当たって、中国の会計士がもちろんサインをするのですけれども、あわせて欧米の会計事務所からアテンドして、技術的なサポートをしながらこれを進めてきたということです。しかも、これが義務づけられているという現実があったわけです。

それから、インドの基準設定の主体の人たちと立ち話程度ですけれども話をしたときは、インドの場合は、これまで実際の監査の実務が欧米流とはかなり違うということをおっしゃいました、かなり人海戦術的なやり方で、リスクアプローチとかそういったものも、考え方としてまだまだ新しく入ってきたばかりといった状況ということです。ですから、単に国際基準がその国の基準としてコンバージェンスされた、あるいはアダプトされた。だからといって、実務



がそのとおりに進んでいるということでは必ずしもないと思うのです。それがまず第一に注意する必要があるところだと思います。

その上で、オブザーバーとして I A A S B の会議に出席して 4 年になるんですけども、その間、オブザーバーと申しまして、発言権のあるオブザーバーでありまして、私と同格の立場の人は、P C A O B の代表と E U の代表です。ですから、米国と E U と日本がそれぞれオブザーバーの立場からこの会議に出席して、かなり内容的にも、議論にむしろ積極的に参加していつてきております。

その中で、やはり我が国に監査基準の設定のあり方、それからそれが現場でどのように適用されているのか、それが最近の品質管理の仕組みとか、そういったものは逐次説明してきております。したがって、実はこの前、このオブザーバーのポジションを五十嵐先生に移行するに当たりまして、向こうから感謝されたというのは、国際監査基準の設定のメンバーの間に日本の仕組みを知らしめてくれたと。その上で、日本の立場を考えて、我々も議論をすることができたのは非常に幸せであったと、こういうふうに評価してもらいました。それくらいに逐次、日本の基準の、特に審議会と、それから会計士協会の関係を含めた全体の監査基準のフレームワーク、そして、それを実際に運用するに当たっての、例えば公認会計士・監査審査会のあり方とか、そういったものを含めた上での制度の大きな枠組み、運用の仕方も説明しています。

その上で、最後の八田委員のご質問ですけども、日本の立場から随分といろいろなところで注文をつけてきております。池上委員も参加されていて、よくわかるのですけれども、例えば監査報告書のひな形の書き方とか、あるいは会計基準に対する監査人のオーバーライドルール（逸脱規定）とかいったものがありますけれども、そういったものを、日本には合わないとか、そのためにもっとそれを緩和するよとといった要求とかいろいろな形で、議論を我々のほうで提案をして、そして、受け入れられるところは受け入れてもらっています。

したがって、今後とも、やはり日本の側からのそういう参加ということは必要だし、また、そういうことで、国際基準の設定に日本も貢献できていくんじゃないかと思っております。

何か池上委員のほうで補足する、あるいは篠原参考人のほうで補足することがあったらお願いします。

八田委員、よろしいでしょうか。

八田委員 結構です。

山浦部会長 どうぞ、黒澤参事官。

黒澤参事官 私のほうから一つ補足をさせていただきます。監査基準をどうされるかは、もちろ

んこの審議会においてお決め頂く話ですが、3点、会計基準と監査基準の違いという点だけ、補足的に述べさせていただきます。

会計基準の場合は、ありていにいえば数字を出すための基準でございますので、最終的にボトムラインに一つの数字が出てこなくてはならないというのですが、アメリカ基準であるか、日本基準であるか、基準が異なると結果的に同じ数字にはならない。したがって、両方を満たすということはできないということが多いわけなのですけれども、監査基準の場合は、どちらかというと手続に関する基準でございますので、日本基準に従っている手続が、同時に国際監査基準、ないしはアメリカ基準も満たしているというようなケースも多々ある。逆に言うと、一番厳しい基準に従ったら大体ほかの基準も満たしているというようなことが往々にしてあるわけで、必ずしも監査基準というのは、会計基準と違って、相互排他的でないという要素が一つあるかと思えます。したがって、コンバージェンスとか採用という議論が、必ずしも会計のようにならかなりアキュートと言いますが、厳しい感じにならないという認識を持っております。

2つ目は会計基準を使うのは、何といても各企業、各発行体ということで、それぞれの各発行体が、実際それを生のデータに当てはめて使うというものでございますが、監査基準というのは監査人が扱う基準ということですので、それこそ職業的な訓練を受けている監査人の方、さらにもう一步言えば、グローバルには6大法人なり4大法人が独自のマニュアルで世界的にマニュアルを統一しているという実態があるわけですので、実は監査の実務では、先ほどちょっと部会長からもご示唆がありましたけれども、そんなに国ごとに大きく実務のあり方がネットワークファームのレベルで違っているかということ、実際そう違ってないのではないかという気がします。そこら辺、基準を使う主体がだれなのかという点で、かなり性格が違うのかなということが、もう一つあるかと思えます。

3つ目が監査基準をどうつくっているかということなのですが、先ほども申し上げましたように、国際監査基準というのは、これまで監査人だけでつくっていたのを、そうでない人も入れて公益的な視点を入れようということで、むしろ進んでいるわけなんです、我が国は審議会という形で、かなり昔から公益の視点でやっているということですので、そういう意味で決して、誇ることはあっても、恥じる必要のない手続でやっているのだろうと私どもは思っております。そういった観点から意見発信をしていくということは、引き続き有意義だろうと私どもは考えております。

以上でございます。

山浦部会長 どなたかほかに、ご発言、ご質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、五十嵐さん。

五十嵐（則）参考人 私は参考人ですので、お話しできるのかどうかわかりませんが、私はCompliance Advisory panelの委員を数年間務めておりまして、115カ国の会計、並びに監査基準についての調査をメンバーボディーに行いまして、そのドラフトが作成されていまして、それが公表されているわけではありませんが、P I O B及びBoardには報告されています。

その中で、監査に関係するところだと、監査制度というのが大事とC A Pでは考えおりました、その中には主として5つぐらい要素がございます。1つは監査基準のコンバージェンス、もう一つにはディスプリンの問題、あと、3番目にエンフォースメント・メカニズムの問題、4番目にはクオリティー・アシュアランスの問題と、その他もありますが、115カ国の調査をパート2まで終了いたしました。このドラフトの段階では、監査基準につきましては、各国のメンバーボディーはすべてI S Aに向かって監査基準を収れんしていくといったことでございます。

この中で注目すべき内容は、ディスプリンとエンフォースメントなどについては、各国において相当差があるということでございます。また、コンバージェンスにおいて重要なことは、アダプションをしたかということと、インプリメンテーションかということは異なっているということでございます。すなわち、採用したからといって、それが各実務において完全にインプリメンテーションしているかどうかということとは異なるということでありまして。

したがって、C A Pは、アダプションはしたとしても、インプリメンテーションの重要性というものをもっと各メンバーボディーが認識しなければならないということでございます。

参考まででございますが、私の参加している委員会ではこうしたことも話し合っております。山浦部会長 ありがとうございます。

どうぞ、引頭委員。

引頭委員 今のご説明に少し関係すると思いますが、2つ質問があります。今回、このクオリティ・プロジェクトについては、09年12月15日以降から始まる決算期からの適用ということですが、何カ国ぐらいがこれに従うのかということと、それと、もし仮に従わなかった場合、何が起こるのかというのを教えてください、というのが1点目です。

2点目は、篠原参考人からご説明頂きました資料3のタイムテーブルで、4「グループ監査」、5「会計上の見積り」、6「重要性」という部分が、今回全面改正ということなのですが、監査手続に与えるインパクトがどの程度あるのか。仮に、大きい場合にどの部分が大きくなるのか教えてください。

以上です。

山浦部会長 これはどうでしょう。篠原参考人、あるいは池上委員。

では、篠原参考人。

篠原参考人 1番目のご質問は、ちょっと私のほうからお答えしにくいのですが、一つはIFACに加盟している日本公認会計士協会としては、IFACの定めるスタンダードを守る義務があるという、加盟している加盟団体としての義務に抵触する可能性はあるかなというふうに考えております。

それから2番目のご質問の資料3の3つの基準ですけれども、特に私の個人的な見方で申しますと、4番目の「グループ監査」という連結決算基準というものですけれども、従前ですと、この連結決算に関しては監査基準がないといえますか、実務に委ねられていた部分が多かったのですけれども、今回初めて連結についても監査基準ができましたので、この辺は実務上インパクトがあるのかなと考えております。

以上でございます。

山浦部会長 もう1点、サンクションの話ですけれども、これはメンバー国のインスティテュートがあって、要するにコンバージェンスなり、アダプションの義務があるということですね。それがIFACのルールになっているのですけれども、もしそれに反することが起きた場合に、どういった対応あるいはサンクションがあるのかといったご質問ではなかったかと思うのですけれども、これは池上委員のほうからのご説明がよろしいのではないかと思います。

池上委員 今、IFACの理事会のメンバーでございますので、IFACとしての動きを、私の理解の範囲でお話ししたいと思います。

まず、先ほどの五十嵐則夫参考人が昨年までメンバーであったIFACのCompliance Advisory panel、CAPと申しますけれども、そこがいわゆるコンプライアンスのチェックをいたします。IFACは、日本公認会計士協会を含めた各メンバー団体が守るべき基準、SMO、Statement of Membership Obligationというのをつくっております、それが7つございます。その中に監査のSMO3というのがございますけれども、国際会計士連盟サイドから各国団体に遵守してほしいということを幾つか決めております。一つの例をとりますと、今のSMOの調査、先ほど五十嵐参考人がパート2までが終了したと話されておられましたが、パート1、2、3までございます。そこで、もし調査のための質問に回答を出してこなかったような場合には、CAPのほうからIFAC理事会に対して何らかの制裁を要求する提案があります。いまで一番厳しいのは、IFACの理事会でその何カ国かのメンバー団体を除名いたしま

した。要はIFACのメンバーでなくなるということになります。

それはどこまで、引頭委員が言われるように、IFACのメンバー団体でないということとどういう効力があるかということに関しましては、ただIFACのメンバー団体として活動できなくなるということになります。国際監査基準に関しましては、私の理解でいえば、各国の法制のもとで機能していることから、そこに罰則規定が出てくるのかなと考えております。

山浦部会長 これは昨年、IAASBの会合で中国からオブザーバーが来たときに、少し時間をかけて話をしたんです。中国側の認識は、これはある意味では、引頭委員の今の点でのご質問の一つの回答になるかも知れませんが、中国では、とにかく海外から資本を呼び込む必要がある。そのためにも財務情報の信頼性の確保というのは必要だと言っています。その際に採用する監査基準は、国際監査基準以外はあり得ないとも言っています。国際監査基準というのは要するに中国のマーケットとしての信頼性、クオリティーを世界に知らしめるための、要するにインフラであると。そういった意味で、国策として、中国は国際監査基準を採用することに決めたということをおっしゃるので、具体的なサンクションということではなくて、その国のマーケットの信頼性ということに関連し、それが事実上いろいろな意味でのそういう影響をもたらすと、こういう理解ではないかと思えます。

どなたかほかに、ご質問等ございませんでしょうか。

特にご発言がございませんでしたら、意見交換はこのあたりで終了させていただきます。

国際監査基準の改訂におけるクラリティ・プロジェクトに関しては、膨大な作業が予想されますことから、日本公認会計士協会において検討を進めて頂くとともに、監査基準の改正の要否等とも関連することが考えられます。したがって、今後、検討状況を適宜、適切に企業会計審議会にご報告くださるようお願いしておきたいと存じます。

続きまして、昨年6月に成立し、本年4月から施行されます改正公認会計士法の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

野崎課長補佐 失礼いたします。お手元のA3の資料に基づきまして、公認会計士法の一部を改正する法律、及びその関係の政府令の中身について、10分ばかりご説明させて頂ければと思います。

まず、公認会計士法ですけれども、昭和23年に制定されまして、昭和41年改正によって、監査法人制度が創設されて以降、約40年弱、大幅な改正が行われておりませんでしたけれども、2002年の米国SOX法、国内におきましても粉飾決算、バブル崩壊後の金融機関の破綻をきっかけにしまして、監査の公正性と信頼性の確保の要請が高まってきたということがございませ

て、平成15年に公認会計士法の大幅な改正が行われました。

今回、さらにその4年後の平成19年改正でございますけれども、内容としましては、近年の監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適切な事例を踏まえまして、特に組織的監査の重要性が高まっている。そのような状況に対応することを主眼として、今回の改正が行われております。

今回の改正の内容につきまして、A3の左側に法律事項を書いております。右側にその法律事項の細目を定める政令、及び内閣府令のポイントを記載しております。左側に沿ってご説明させて頂きたいと思っております。

左側に書いてございますように、法律改正の内容としましては、大きな柱として3つございます。まず、1つ目といたしまして、「監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化」でございます。2つ目としまして、「監査人の独立性と地位の強化」、それから最後に3つ目としまして、「監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し」、以上のような内容になっております。

まず、1つ目の監査法人の「品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化」でございますが、これはまさに今回の法改正の背景にございます組織的監査の重要性の高まりを受けての対応の中心になる部分かと思っております。

1点目としまして、「業務管理体制の整備」ということを法律で明確に義務づけるということとしております。それで、また細目につきましても、従来のような特定の機構、組織の設置を義務づけるのではなくて、監査法人における機能の整備を求めるというスタンスを明確にすることとしております。

それから2点目としまして、「監査法人の社員資格の非公認会計士の拡大」というところでございますけれども、実効性のある組織的監査のためには、公認会計士の方々だけではなくて、例えばITの専門家とか企業法務に精通した弁護士の方、それから不動産鑑定士等々の専門家の方にも監査法人の社員資格を認めていくべきではないかというご議論がございまして、そういった考えを踏まえまして、公認会計士ではない社員、法律では「特定社員」と呼んでおりますけれども、その特定社員についての制度を整備するというふうな対応を行っております。

それから、3つ目としまして「監査法人による情報開示の義務づけ」ということで、監査法人自身が、自らディスクローズして頂くことを制度化しております。ディスクロージャーの内容としましては、EUの法定監査に関する第8次指令において開示すべき事項とされていることを、日本でも制度化するよう手当をしております。

以上が大きな柱の1つ目でございます。

続きまして、2つ目の「監査人の独立性と地位の強化」でございます。4点掲げてございませうけれども、時間の関係により、4つ目の特に監査において対応が求められる「不正・違法行為の発見時の対応」について、ご説明させて頂きたいと思っております。

制度の内容でございますけれども、これは監査人が監査証明業務を行うに際しまして、財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合に、監査人がどのようなアクションを起こすべきなのかということについて、金融商品取引法において定めたものでございます。

具体的なとるべき対応としまして、まず最初に、不正・違法行為を発見した場合には、監査人は遅滞なく被監査会社の監査役等に通知しなければならないとされております。その後通知を受けた監査役等は、しかるべく取締役等に報告して是正措置を講じさせることとなります。

ただ、被監査会社の自主的な是正措置が図られない場合も想定されますので、このような場合は、監査人は当局、金融庁に対して、不正・違法行為についての申出をしなければならないことが法律上義務づけられております。

この制度の趣旨は、監査人が業務を行っている中で、被監査会社について、財務書類に重要な影響を与えるような不正・違法行為を発見した場合に、被監査会社に対して断固たる対応をとることができるように後押しすることにより、当局が不正・違法行為についての情報収集を行うということを主眼とした制度ではないということでございます。

続きまして、柱の3つ目「監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し」についてでございます。内容としては5つございます。まず、1つ目として「行政処分の多様化」でございます。今の法律におきましては、監査法人に対する行政処分の類型は、戒告、業務停止、解散命令に限られておりました。この点、監査法人の虚偽証明などについて、行政上の責任を追究する手段を多様化し、事案に応じてきめ細かく対処していくことが重要との考えを踏まえまして、今回の法改正におきましては、新たな処分類型として、業務管理体制の改善命令や、特定の社員について監査法人の業務の一部に関与することを禁止する命令等の新たな処分類型が追加されております。

2つ目に、「課徴金納付命令の創設」というのがございます。今回の改正におきまして、公認会計士または監査法人の違反行為を適切に抑止する必要があるとの考え方を踏まえまして、虚偽証明などの違反行為について、利得相当額を基準とする課徴金納付を命じるという、課徴金納付命令という処分類型が追加されております。課徴金の金額につきましては、監査報酬相

当額を計算の基礎としまして、相当の注意を怠った場合は、それと同額の1倍、故意にやった場合には1.5倍の課徴金納付が命じられることとされております。

続きまして、「有限責任監査法人形態の監査法人制度の創設」でございます。現行法におきましては、監査法人の民事上の責任形態としまして、社員は監査法人が負う債務に対しまして無限連帯責任を負うこととなっております。この点につきまして、冒頭で申し上げました昭和41年の監査法人制度の創設以来変わっておりませんが、例えば、社員が数百人を超えるような大規模な監査法人が現状出現しているということを踏まえまして、今回の改正法におきましては、国際的にも整合的な制度整備を図る観点から、現行の無限連帯形態に加えまして、違法行為などに関係のない社員の責任を出資の範囲に限定するという形で、有限責任形態の監査法人制度が導入されたところでございます。

これまで、基本的にすべての社員が無限責任を負っていたところを有限責任を認めていくということでございますので、虚偽証明等の被害者の保護を図り、現行制度とのバランスを図る観点から、新たに認められる有限責任監査法人に対しましては、最低資本金は社員数掛ける100万円、それから供託金は社員数掛ける200万円等々を積むことを法律上義務づけるとともに、計算書類の開示なども義務づけることとしております。

以上、簡単ではございましたけれども、公認会計士法の一部を改正する法律の概要の説明を終わります。

以上でございます。

山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、特段のご質問等はございませんでしょうか。また、改正公認会計士法の問題にかかわらず、本日の国際化対応の問題も含めて、全体についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日予定しておりました審議は以上でございます。

なお、私事で恐縮でございますけれども、この2月に会計検査院の検査官に就任する予定であります。検査官の場合には兼職ができないことになっておりますことから、企業会計審議会の委員、国際監査・保証基準審議会のオブザーバーとしての役割も退任させて頂くこととなっております。

平成16年3月、その当時、第2部会とっておりましたが、部会長に就任させて頂きました。そして、平成17年の監査に関する品質管理基準や、昨年の四半期レビューの基準といった、幾つかの審議を取りまとめることができました。これまで精力的にご審議頂くとともに、円滑な



部会審議にご協力頂きましたことを、この場をかりまして御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。お忙しいところご参集頂きまして、大変ありがとうございました。

午後 2時50分 閉会